事業主、労働保険事務組合の皆様へ

熊本県内に所在地を有する事業場の 労働保険料等の申告・納期限の延長についてのお知らせ

平成28年熊本地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上 げますとともに、一日も早い地域の復興をお祈りいたします。

- 1 労働保険料等の申告・納期限の延長について 平成28年熊本地震による被害の甚大さに鑑み、次の①の地域にお ける②の労働保険料等(労働保険料、特別保険料及び一般拠出金) については、その申告・納期限が延長されることとなりました。
 - ① 熊本県内に所在地を有する事業場 (当該地域に所在地を有する労働保険事務組合に労働保険事務を 委託している場合を含みます。)
 - ② 平成28年4月14日以降に申告・納期限が到来するもの
- 2 延長後の労働保険料等の申告・納期限について 災害のやんだ日から2か月以内の日を定めることとしております が、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしていること から、決定次第お知らせいたします。

【お問い合わせ先】 和歌山労働局労働保険徴収室 TEL 073-488-1102